

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成30年5月17日(2018.5.17)

【公開番号】特開2017-112708(P2017-112708A)

【公開日】平成29年6月22日(2017.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2017-023

【出願番号】特願2015-244888(P2015-244888)

【国際特許分類】

H 02 G 3/16 (2006.01)

H 05 K 1/02 (2006.01)

H 05 K 7/02 (2006.01)

【F I】

H 02 G 3/16

H 05 K 1/02 J

H 05 K 7/02 Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月30日(2018.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0060】

表1の結果から、試料1の回路構成体は2.0kVまで絶縁破壊が生じず、DC2kV以上の高い電気絶縁性を有していた。これに対し、試料2の回路構成体は1.8kVで絶縁破壊が生じ、試料1に比較して絶縁破壊電圧が低く、電気絶縁性が低下した。これは、試料1では、ピアホールに穴埋め樹脂が充填され、穴埋め樹脂が充填されたピアホールを覆うようにレジスト層が形成されていることで、レジスト層と粘着シートによって電気絶縁性が十分に確保されたものと考えられる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0061

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0061】

試料3の回路構成体は2.0kVまで絶縁破壊が生じず、試料1と同様に高い電気絶縁性を有していた。しかし、試料3では、熱圧着する必要があるため、試料1に比較して作業が煩雑で生産性に劣っていた。また、試料3では、接着シートの基材に高価なポリイミドフィルムを用いているため、接着シートの価格が高い。これに対し、試料1では、粘着シートの基材がセルロース製不織布であり、粘着シートは接着シートに比べて安価であるため、部材費を削減できた。